

共同住宅等における水道メーター貸付制度について

検定有効期間（8年）満了に伴う私物の水道メーター取替えを支援します

従来、検定有効期間満了に伴う私物の水道メーター（以下「子メーター」という）の取替えは、建物所有者もしくは管理組合等（以下「所有者等」という）の皆さまに子メーターの購入から取替え費用までをご負担いただいております。

この度、上下水道局が無償で子メーターを貸し付けることで、所有者等の皆さまのご負担を軽減して、検定有効期間満了に伴う子メーターのお取り替えができるよう支援いたします。

なお、取替えにかかる手配及び費用は、今まで通り所有者等の皆さまにご負担いただきます。

【従来】

子メーター購入費用 + 子メーター取替費用



【制度ご利用時】

子メーター取替費用のみ

（子メーターは上下水道局が貸し付けますので購入費用は不要）

貸付にはいくつかの条件があります

- ①お申し込みができる子メーターの口径は「13mm」、「20mm」及び「25mm」です。
- ②①の口径以外の子メーターも含め、すべての子メーターを取替えてください。
- ③お申し込みは、検定有効期間が満了する3カ月前までに行ってください。

※③につきましては、貸し付けを初めて受ける場合は、この限りではありません。

事前にお調べください

お申し込みをする前に、子メーターを取り付ける各箇所の状況を、専門の業者（諫早市指定給水装置工事事業者）に見ていただくことをお勧めします。特に水道管の状態が悪いと出水事故等の可能性が高くなり、交換ができない場合があります。そのような場合、水道管の改修工事が必要となる場合があります。

子メーターを借り受けるにはお申し込みが必要です

建物内の子メーターの管理は、建物の所有者等の皆さまです。

検定有効期間満了に伴う子メーター取替えの際に、貸付制度の利用希望者は、事前に上下水道局へお申し込みください。

お申し込みは、検定有効期間が満了する3カ月前までに行ってください。

大切にお使いください

お貸した子メーターの適切な管理に努めてください。特に冬場は凍結防止対策等を行い子メーターの破損防止にご協力をお願いします。

また、子メーターの周りに物など置かないようにお願いします。

※破損、破壊等があったときは、子メーターを弁償していただくことになります。

子メーターの検定有効期間は、取り付けてから8年ではなく、上下水道局が子メーターを購入してから8年となります。

その為、お貸しする子メーターの検定有効期間は、8年よりも短い期間となりますので、ご了承ください。